

2024年1月26日発行

第30号 (通巻702号)

JR東日本労働組合新潟地方本部 発行者:星山 圭 編集者:教育·広報部

会社側前回交渉での回答を変える

「間こえが悪いから改ざんと言わない」

申9号労働時間の改ざん及び賃金未払いに関する緊急申し入れ申10号酒田場面における労働時間不足に関する申し入れ

申6号会社回答「**故意ではないが労働時間の改ざん、違法状** 態であり賃金未払いが発生していた」



申9・10号会社回答「**労働時間に変更はなく賃金未払いは** 発生していない。」

労働組合が指摘しなければ気づくこともなかったのではないか?それを業務上のエラーで済ませて良いのか?

「**2度と発生させない**」と会社は主張しますが「**改ざんは 聞こえが悪いから改ざんという言葉は使わない**」とする姿勢 からは、同じ過ちを会社は繰り返すと思わざるを得ません。

東日本ユニオンはこれからも賃金未払いを発生させず 適切な労働時間についてチェック機能を果たします!